

# 標準報酬月額の設定が必要なとき

業務部 資格課

標準報酬月額は、資格取得時に決定された後、毎年1回の定時決定で見直されます。ただし、次の場合は標準報酬月額の改定が必要となります。このフローチャートは私学共済ホームページにも掲載しています。ダウンロードして活用してください。

